

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		カーボンニュートラルに向けた投資促進税制(生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除)の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 13) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動))(地方税 17)
		② 上記以外の税目	(所得税:外)(国税 13)
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大 10%の税額控除(中小企業者等の場合は最大 14%)又は 50%の特別償却を措置。 《要望の内容》 ・適用期限を2年間延長する。(令和9年度末まで) ・2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた企業の脱炭素投資を後押しするため、要件の見直しを図る。 《関係条項》 所得税 租税特別措置法第十条の五の五 租税特別措置法施行令第五条の六の五 租税特別措置法施行規則五条の十二の二 法人税 租税特別措置法第四十二条の十二の六 租税特別措置法施行令第二十七条の十二の六 租税特別措置法施行規則第二十条の十の二
5	担当部局		農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和3年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯		令和3年度 創設 令和6年度 延長、拡充(炭素生産性等の要件や対象資産の見直し、中小企業区分の税額控除率の引き上げ、適用期間の長期化)
8	適用又は延長期間		2年間延長(令和9年度末まで)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現を通して、温室効果ガスを 2030 年 46%減(2013 年度比)、2050 年カーボンニュートラルの達成と産業競争力の強化の両立に向けて、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を促進することで、脱炭素と産業競争力の強化を両立する効果の高い

			投資を後押しするとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、産業競争力を強化する。
			《政策目的の根拠》 第 203 回国会における菅内閣総理大臣の所信表明演説（令和 2 年 10 月 26 日）において、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されている。 地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）において、「2050 年目標と整合的で野心的な目標として、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく。」ことが決定。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	【大目標】 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 【中目標】 I－1 我が国の食料供給 I－3 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム 【政策分野】 I－1③ 付加価値向上に向けた取組 I－3⑬ 食品産業 I－3⑭ 合理的な価格形成
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して租税特別措置を講じ、民間企業による脱炭素化投資を加速させていく。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	2050 年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据えた研究開発投資はもちろん、足下の設備投資についても、目標達成に向けて効果の高い投資を企業に促していかなければならない。このため、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。
10	有効性等	① 適用数	○実績 特別償却 令和 3 年度：0 件 令和 4 年度：2 件 令和 5 年度：2 件 令和 6 年度：0 件 税額控除 令和 3 年度：6 件 令和 4 年度：51 件 令和 5 年度：84 件

			令和6年度:5件 ○見込み 特別償却 令和7年度:0件 令和8年度:1件 令和9年度:1件 税額控除 令和7年度:6件 令和8年度:6件 令和9年度:6件
			【算定根拠】 ・令和3年度～令和5年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ・令和6年度:事業適応計画の実施状況報告書 ・令和7年度:令和7年8月末時点までの認定案件の申請書を基に推計 ・令和8年度・令和9年度:特別償却は令和3年度～令和6年度実績の平均、税額控除は令和7年度と同程度の実績を見込んで推計
	②	適用額	○実績 特別償却 令和3年度:0億円 令和4年度:12億円 令和5年度:0.4億円 令和6年度:0億円 税額控除 令和3年度:0.9億円 令和4年度:45億円 令和5年度:102億円 令和6年度:0.3億円 ○見込み 特別償却 令和7年度:0億円 令和8年度:3億円 令和9年度:3億円 税額控除 令和7年度:27億円 令和8年度:27億円 令和9年度:27億円
			【算定根拠】 ・令和3年度～令和5年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ・令和6年度:事業適応計画の実施状況報告書 ・令和7年度:令和7年8月末時点までの認定案件の申請書を基に推計

			・令和8年度・令和9年度:特別償却は令和3年度～令和6年度実績の平均、税額控除は令和7年度と同程度の実績を見込んで推計
	③	減収額	○実績 ●法人税 特別償却 令和3年度:0億円 令和4年度:3億円 令和5年度:0.1 億円 令和6年度:0億円 税額控除 令和3年度:0.9 億円 令和4年度:45 億円 令和5年度:102 億円 令和6年度:0.3 億円 ●法人住民税 特別償却 令和3年度:0億円 令和4年度:0.2 億円 令和5年度:0.01 億円 令和6年度:0億円 税額控除 令和3年度:0.06 億円 令和4年度:3億円 令和5年度:7 億円 令和6年度:0.02 億円 ○見込み ●法人税 特別償却 令和7年度:0億円 令和8年度:0.7 億円 令和9年度:0.7 億円 税額控除 令和7年度:27 億円 令和8年度:27 億円 令和9年度:27 億円 ●法人住民税 特別償却 令和7年度:0億円 令和8年度:0.05 億円 令和9年度:0.05 億円 税額控除 令和7年度:2億円

		令和8年度:2億円 令和9年度:2億円 【算定根拠】 ・令和3年度～令和5年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(特別償却額は適用額に法人税率 23.2%を乗じて推計) ・令和6年度:事業適応計画の実施状況報告書 ・令和7年度:令和7年8月末時点までの認定案件の申請書を基に推計 ・令和8年度・令和9年度:特別償却は令和3年度～令和6年度実績の平均、税額控除は令和7年度と同程度の実績を見込んで推計 ・法人住民税は、法人税の減収額に法人住民税率7%を乗じて算出 ・法人事業税は、法人の所得に基づき算定されるため、本税では把握困難
	④ 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 2023年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は、約10億1,700万トンとなり、2022年度比で4.2%(約4,490万トン)の減少、2013年度比では27.1%(約3億7,810万トン)の減少。過去最低値を記録し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた減少傾向を継続。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 環境省報道発表資料「2023年度の我が国の温室効果ガス排出量及び吸収量について(2025年4月25日)」 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入といった脱炭素化投資を促進していくことで、エネルギー起源CO₂排出量の減少に寄与していく。 定量的な分析としては、以下のとおり。 ○実績 令和3年度～令和5年度までの認定案件(157件)において、約150万t-CO₂の削減効果があった。(精査中) ○見込み 令和6年度の認定案件(11件)と令和7年度の認定見込み案件(14件)において、これまでの実績と同程度と仮定すると、約24万t-CO₂の削減効果が見込まれる。(精査中) 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 事業適応計画の申請書及び実施状況報告書 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
	⑤ 税収減を是認する理由等	本措置が講じられることにより、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、足下の生産工程等の脱炭素化を促進することができる。

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置の適用を受けるためには、産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受ける必要があり、それに加え、税制の適用を受ける設備自体が炭素生産性を1%以上向上させるものに限定している。 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現を通して、温室効果ガスを2030年46%減(2013年度比)、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、効果の高い設備投資を促進する必要がある。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	2030年度温室効果ガス46%削減及び2050年カーボンニュートラルの実現という野心的な目標を達成するためには、予算、税制、規制等あらゆる政策を動員する必要がある。これまで、例えば、予算措置であれば、グリーンイノベーション基金を活用したCO2削減等に資する技術・製品等の研究開発・実証等を支援しているほか、省エネルギー投資促進支援事業費補助金では省エネ性能の高い設備への更新等にかかる経費の一部を補助している。令和3年度に措置された「カーボンニュートラル投資促進税制」は、予算措置と異なり、一定の要件を満たす企業であれば、税制の適用を受けることができるため、より広範囲の企業の脱炭素化に向けた取組を促進している。なお、本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置によって、企業の脱炭素化投資が加速した場合、地域経済の活性化にも寄与していくものと考えられる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和7年3月